（別　紙）

「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」に関する我が党の見解

・児童を受動喫煙から守ることは大事なことであり推進していく必要がある

・今定例会に提出された条例案に何故反対したのか

都議会自民党は、罰則つきの受動喫煙防止条例制定を公約しており、本条例案の趣旨には賛成です。しかし、今回都議会に上程された条例案には、いくつかの問題があり、継続して審議する必要があることを主張し、反対しました。

・提案された条例案には、次のような問題点がある

①　訓示条例を先行して制定する必要性が乏しく、かえって混乱を生む

現在、東京都は、罰則付きの受動喫煙防止条例を来年の制定にむけて検討中です。今回の児童限定の訓示条例が、これから制定される総括的な条例と、どのように整合性を図っていくのか全く整理されていません。

この時点で、こうした条例を先行して定める必要性は乏しく、かえって、今後の都の受動喫煙防止の取組に混乱を生む可能性すらあります。

※「訓示条例」とは、理念や努力義務を訓示的に定める、罰則がつかない条例

②　条例案の内容自体に問題がある

・条例の対象が児童に限定され、病弱者、妊婦さんなどへの配慮が全くなされていません。

・家庭や車内といった都民の私的空間に介入することへの議論が不十分です。

公共の福祉のために私権を制限する場合、その必要性や妥当性などを慎重に検討し、制限される側の意見もしっかりと聞く必要があります。

たった１０日間のパブリックコメント、その内容も公開されていません。訓示条例であっても、１３００万都民の日常生活に影響を及ぼすことは明らかです。十分な意見聴取と慎重な議論が必要ですが、こうした手続きが全くなされていません。

・条例名が「子ども」といった交ぜ書き表記になっており、国語表記としても、間違いです。

・小児医療施設の外周から７メートル以内は受動喫煙防止と規定しています。訓示条例とは言え、日常生活の中で対応できない判断基準と言わざるを得ません。

③　都議会での審議があまりに短時間で、議論が不十分

この条例案の都議会での審議は、厚生委員会で１日行われただけです。しかも、実質的には１時間半程です。審議不十分と言わざるを得ません。